

退職者の診療情報閲覧等の手引

第1版 2022年11月11日

第2版 2025年 1月31日（一部改訂）

赤穂市民病院

退職者の診療情報閲覧等の手引

この「手引」は、赤穂市民病院（以下「当院」という）が保有する診療情報を、当院の退職者が閲覧するための申請について、具体的な方法と特に留意すべき事項等をまとめたものです。

個人情報を取り扱いますので、実際の申請にあたっては、関係法令や通知等を十分理解のうえ、手続きを行ってください。

ご不明な点等がありましたら、医療課医事サービス係（以下「医療課」という）へお問い合わせください。

1. 申請者の資格

当院で就業歴のある方で、下記の目的で閲覧等を行う場合に、申請することができます。

- ・ 資格取得のため
- ・ 学会等での症例報告を行うため
- ・ その他、病院長が許可するもの

2. 閲覧等が許可される期間、許可される診療情報の範囲

原則、申請をして許可を受けた当日のみ、閲覧等が可能となります。

閲覧等の範囲は、申請者本人が、当院在籍中に診療等で関わった情報のみとなります。

※閲覧終了後、アクセスログの確認をさせていただきます。

虚偽の申請があった場合は、次回からの申請をお断りします。

3. 申請に必要な書類

（１）診療情報の閲覧の場合

- ・ 診療情報等閲覧申請書（様式第１号）

（２）診療情報の閲覧や写し（手術記録や退院時要約など）・データ抽出が必要な場合

- ・ 診療情報等閲覧申請書（様式第１号）
- ・ 診療情報等の写し兼データ抽出申請書（様式第２号）

いずれの用紙も、下記リンクよりダウンロードしてください。

- ・ 診療情報等閲覧申請書（様式第 1 号）
- ・ 診療情報等の写し兼データ抽出申請書（様式第 2 号）

4. 申請の手順

（１）当院への閲覧希望の連絡と申請方法

- ・ 医療課あてに閲覧希望日の 10 日前までに連絡ください。
- ・ 閲覧希望日の 1 週間前までに診療情報等閲覧申請書（様式第 1 号）と本人確認書類（運転免許証等写真入りのもの）の写し等を、メール、FAX 又は郵送にて提出してください。また、この時に診療情報等の写しやデータ抽出の希望がある場合もお知らせください。

（２）閲覧等の許可

- ・ 申請書を医療課へ提出し、病院長の許可を得ます。
- ・ 申請の可否について医療課担当者から連絡します。

（３）閲覧等（申請者の来院）

- ・ 申請書の原本（メール又は FAX の場合）、本人確認書類を持参し、総合案内にお越しください。
- ・ 医療課にて閲覧環境と電子カルテの利用 ID をご案内します。

5. 診療情報の閲覧や写し・データ抽出の持ち出しにおける諸注意

閲覧をする場所

- ・ 診療情報管理室での閲覧となります（作業場所以外の入室は禁止です）。
- ・ 持参ノートパソコン用のコンセントは使用できます。
- ・ ノート、資料等を広げられるワークスペースを提供します。
- ・ 電子カルテに接続された端末が使用できます。
- ・ 病院情報システム（病院 PC 等）へのスマートフォン、モバイル端末、デジタルカメラ等の外部媒体の接続は厳禁です。
- ・ 無許可での紙媒体による印刷、スマートフォン等での閲覧画面の撮影も禁止です。

閲覧可能な時間

- ・ 平日午前 8 時 2 0 分から午後 5 時 0 5 分まで

診療情報の写し・データ抽出が必要な場合

- ・ 医療課で対応します。
- ・ ご本人で空の U S B メモリをご準備下さい。
- ・ 患者の個人情報（削除（マスキング））します。消去依頼は午後 3 時 0 0 分までにお願ひします。また削除（マスキング）数により、後日受け渡しになる場合があります。時間に余裕をもった来院をお願いします。
- ・ 必要な情報が定まった時点でお声がけください。（事前に分かっている場合は、申請時にお知らせください。）

よくある質問

	質問	回答
1	医師事務作業補助者に、申請を代行してもらうことができますか。	許可していません。代理申請は受け付け時点でお断りします。
2	頻回の閲覧を予定していますが、その都度申請が必要でしょうか。	必要です。
3	夜間や休日に閲覧することはできますか。	できません。
4	学会に提出する書類に、患者番号の記載を求められているのですが。	別の番号に置き換え診療情報管理室で管理します。当院が確認した学会からの回答は、症状を特定できれば良い、とのことでした。
5	資格取得のため、在職中に受け持った患者情報を入力することは、できますか。 例えば、専攻医が患者情報を J-OSLER に入力するなど。	可能です。但し、閲覧終了後、アクセスログなどの記録確認をします。虚偽の申請があった場合は、次回からの申請をお断りします。

問い合わせ先

担当：赤穂市民病院 医療課医事サービス係

住所：兵庫県赤穂市中広 1090 番地

TEL：0791-43-3222（代表） 内線：2706

※「退職者の閲覧申請について」とお伝えください

FAX：0791-43-8439

メールアドレス：ijiamhako.hyo.go.jp

受付時間：平日 午前8時20分から午後5時05分まで